

福岡市木造戸建住宅耐震改修工事費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造戸建住宅の耐震改修工事又は耐震シェルター等の購入及び設置を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを建物全体が1.0以上に又は1階部分が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。

(3) 耐震シェルター等

地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター及び防災ベッド、その他市長が認めるものをいう。

(4) 木造戸建住宅

在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー構法）で建築された木造戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。

(5) 高齢者等

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 65歳以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）及び福岡県療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けている者

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19号第1項の規定による要介護認定を受けている者

(6) 施行者

当該住宅の所有者（2親等以内の親族を含む。）、その他市長が必要と認める者で、耐震改修工事又は耐震シェルター等の購入及び設置を行うものをいう。

(7) 利子補給制度

独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(地域要件)

第3条 当該事業は、市域内において行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条第6号に規定する施行者であって、次の各号に掲げる要件を

全て満たす者とし、公募により募集する。

(1) 当該住宅について、この要綱及び平成 26 年 3 月 31 日に廃止した福岡市住宅耐震改修工事費補助要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第 1 号に該当する者については、前項の規定にかかわらず、市長は、施行者に特にやむを得ない事情があると認めるときは、当該施行者を補助対象者とすることができる。

（暴力団の排除）

第 5 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助対象住宅）

第 6 条 補助金の交付の対象となる木造戸建住宅は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した住宅（昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築等を行ったものを含む。）であって、地階を除く階数が 2 以下のものとする。耐震シェルター等の購入及び設置については、高齢者等が居住していること。

（補助対象経費）

第 7 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の住宅の用に供する部分の耐震改修工事又は耐震シェルター等の購入及び設置（以下「補助事業」という。）に要する費用とする。

（補助金の交付額）

第 8 条 補助金の交付の額は、別表第 1 により算出した額で、1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。

（補助事業の内容の協議）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助事業の実施に関する契約を締結する前に、補助事業について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第 10 条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に規定する関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）

- (2) 補助対象住宅の所有がわかるもの（建物の全部事項証明書等）
 - (3) 所有者が法人にあっては、法人登記の全部事項証明書
 - (4) 申請者が所有者以外の場合は、2親等以内であることが確認できる書類及び所有者全員から工事を行うこと等の承諾を得ていることが確認できるもの
 - (5) 耐震診断結果報告書
 - (6) 耐震改修工事においては耐震補強計画、耐震シェルター等においては設置計画
 - (7) (6) に要する額を確認できる見積書等
 - (8) 耐震シェルター等の購入及び設置においては、高齢者等が居住していることが確認できる書類
 - (9) その他市長が必要と認めるもの
- 2 施行者は、前項に定める補助金交付申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
 - 3 利子補給制度を利用しようとする施行者は、第1項の交付の申請にあわせて、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（第1号書式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

- 第11条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。
- 2 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。
 - 4 市長は、第2項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。
 - 5 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、補助事業に着手しなければならない。
 - 6 市長は、前条第3項の規定により利子補給制度の利用対象証明の申請があったときで、第1項の規定により交付を決定したときは、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（第2号書式及び第3号書式）を施行者に交付しなければならない。

（着手の届出）

- 第12条 申請者は、補助事業に着手したときは、着手届（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施に関する契約の締結から7日を経過した日であり、補助事業が完了する前の日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（補助金交付申請の取下げ）

- 第13条 施行者は、第11条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第5

号)により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、補助金交付取下確認通知書(様式第6号)により、施行者に通知しなければならない。
- 3 施行者は、第11条第6項の規定による利子補給制度の利用対象証明書の交付を受けたのち、第1項の補助金交付申請取下届の提出をしたときは、住宅金融支援機構へ補助事業を中止又は廃止することを申し出なければならない。
- 4 市長は、第11条第6項の規定による利子補給制度の利用対象証明書を交付したときで、第2項の規定による補助金の交付の決定を取り消したときは、利子補給制度の利用対象証明書の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容の変更)

- 第14条 施行者は、第11条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するとき(交付決定金額の変更を伴うものに限る。)は、速やかに補助金交付変更申請書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 第12条及び第14条の規定は、前項の場合に準用する。

(補助事業の遂行)

- 第15条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(中間検査)

- 第16条 市長は、必要と認める場合においては工程を指定し、中間検査を実施することができる。
- 2 市長は、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、施行者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(実績報告)

- 第17条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第8号)及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
- 2 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした施行者は、前項に定める完了実績報告書を提出するにあたって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした施行者は、第1項に定める完了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により当該施行者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第 19 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則（昭和 39 年福岡市規則第 20 号）による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第 20 条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(事務の代行)

第 21 条 施行者は、第 10 条、第 12 条、第 14 条及び第 17 条に規定する申請等の手続きを、第三者に代行させることができる。この場合において、予定工事施工者に代行を依頼する場合は、その旨を補助金交付申請書に示すこと。予定工事施工者以外に代行を依頼する場合は、別に定める申請等事務代行届（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第 22 条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第 18 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により施行者に対し通知しなければならない。

4 市長は、第 12 条第 5 項の規定による利子補給制度の利用対象証明書を交付したときで、第 1 項の規定による交付の決定を取り消したときは、当該取消に係る部分に関し、利子補給制度の利用対象証明書の交付の決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第 23 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 13 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 24 条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）の定めるところによる。

(委任)

第 25 条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市みどり局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、

その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

補助区分	補助金の交付額
(A) 耐震改修工事	耐震改修工事に要する経費の80%の範囲内の額とし、150万円を上限とする。
(B) 耐震改修工事 ※利子補給制度を利用 する場合	(A)で算出した額から耐震改修工事に要する経費の40%を減じた範囲内の額。ただし、減ずる額は57.5万円を上限とする。
(C) 耐震シェルター 等設置	耐震シェルター等の購入及び設置に要する経費の40%の範囲内の額とし、25万円を上限とする。